

ことができます。ただし、台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

- ・ 公的年金を受給されている方は、開設期間の前でも相談を受け付けております。その場合は、2月3日(水)までは東金税務署にお越しください。

- ・ 税務署の申告書作成会場では、消費税の申告等をされる方のために、3月26日(金)まで相談を受け付けています。3月29日(月)以降は東金税務署までお越しください。

- ・ 申告書などの提出についても、税務署の申告書作成会場で受け付けいたします。また、申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください。後日「控用」に収受印を押印することはできません。

税理士による無料申告相談

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談（申告書を作成できます）」を実施いたしますのでご利用ください。

■開催日 2月2日(火)

■会場 芝山町役場2階大会議室

■時間 午前9時30分～正午
午後1時～4時

■その他

- ・ 小規模納税者の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書（土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて適用する場合などを除く）を作成して提出できます。

- ・ ご来場の際は、前年の申告書などの控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードまたは番号確認書類および身元確認書類）の写しなどをご持参ください。

- ・ 会場の混雑を回避するために、受け付けを早く締め切る場合があります。

- ・ 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合があります。

- ・ 個人消費税の申告を希望された方は、消費税率ごとに区分した帳簿などをご持参ください。

- ・ 提出のみの受付は行っておりません。

- ・ 早朝からの来場はご遠慮ください。

会場内での感染防止対策と来場される方へのごお願い

申告書作成会場および税理士による無料申告相談会場は、感染防止対策を講じた上で開設します。また、相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。

来場者の皆さまにおかれましても、ご来場の際はできる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口などでアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。

また、入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えてください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。



